

東京都運輸事業者向け 燃料費高騰緊急対策事業支援金について

- ① 東京都が昨年度に引き続き、運送事業者に向けた緊急の補助金を実施することとなりましたので、ここに情報提供させていただきます。

種別	交付額
一般または特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車 【緑ナンバーのトラック】	1台当たり 23,000 円
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車 【黒ナンバーのトラック】	1台当たり 8,000 円

- <対象事業者>・令和8年1月1日までに、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること、又は届出を行っていること。
・都内に営業拠点を有する、中小企業基本法に規定する中小貨物運送事業者であること。
・令和8年6月30日時点、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

- <対象車両>・化石燃料を使用して自ら走行する自動車。(二輪の自動車を除く。)
・令和8年1月1日までに、関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証に記載された有効期間の満了する日が同日以降であること。
・事業者要件において定める運送事業の用に供する自動車。
・支援対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用している自動車。

・ **申請方法** : **専用サイトより電子申請又は郵送**

▶ 詳細については「東京都都市整備局」のHP内、左部検索ボックスにて、「**燃料費高騰**」とご検索の上、該当記事である「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」(<https://nenryo2026.metro.tokyo.lg.jp/>)のページをご確認下さい。

・ **申請期間** : **令和8年6月30日(火) ~ 令和8年8月31日(月)**

※本件に関するお問合せ先：東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金コールセンター
☎ 03-6744-7494

- ② また、東京都トラック協会においても、各種助成を実施しております。(安全・環境対策に資する車両・機器の導入、ドライバーの運転免許取得 等)加えて、事業資金の融資斡旋・利子補給・信用保証助成や、労務問題に関する相談、健康相談窓口の設置を行っております。

本事業について、5月25日付の東京都トラック時報にて、令和8年度の制度一覧表が展開されましたので、こちらもあわせてご確認ください。(<https://toratama.jp/pdf/20260701a.pdf>)

その他の助成金情報につきましても、東京都トラック協会本部助成金・融資斡旋ページ(東ト協会HP⇒会員への皆様へ⇒助成金)(https://www.totokyo.or.jp/management_index/josei_yuusiassenn)よりご確認ください。

※本件に関するお問合せ先：(一社)東京都トラック協会多摩支部
☎ 042-524-3469